

第2 無窓階の解説

1 無窓階

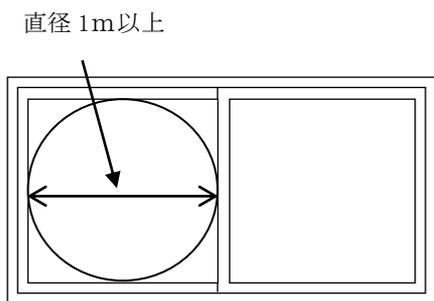
建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部（床面積の30分の1を超えるもの）を有しない階をいう。

2 普通階

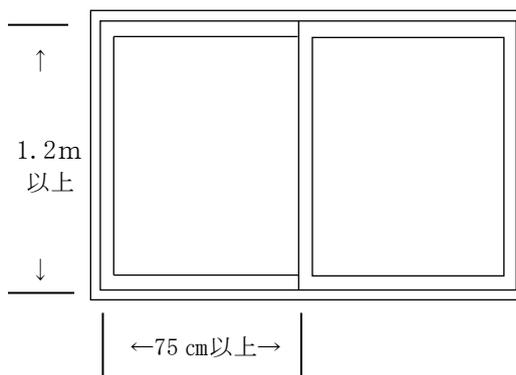
次に掲げる階を、普通階（無窓階以外のもの）という。

- (1) 10階以下の階の場合は、図A又は図Bに該当する開口部を2以上有し、かつ、図A又は図B若しくは図C（一部条件を除く）に該当する開口部の有効開口面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えているもの。
- (2) 11階以上の階は、図Cに該当する開口部の有効開口面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えているもの。

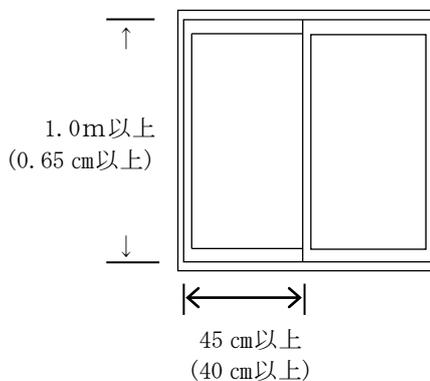
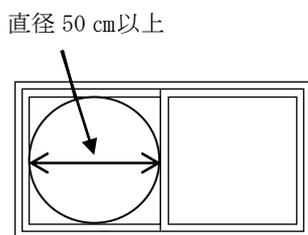
図A 直径1m以上の円が内接できる開口部



図B 幅が75cm以上及び高さが1.2m以上の開口部



図C 直径50cm以上の円が内接できる開口部



左図の場合、図Cの開口部と同等とみなすことができる。なお、当該開口部が存する部分にバルコニー等がある場合は、かつこの内の数値によることができる（S50.6.16 消防安第65号）。

(3) 2(1)及び(2)の図A、図B、図Cの開口部は、次の条件に該当すること。

ア 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。

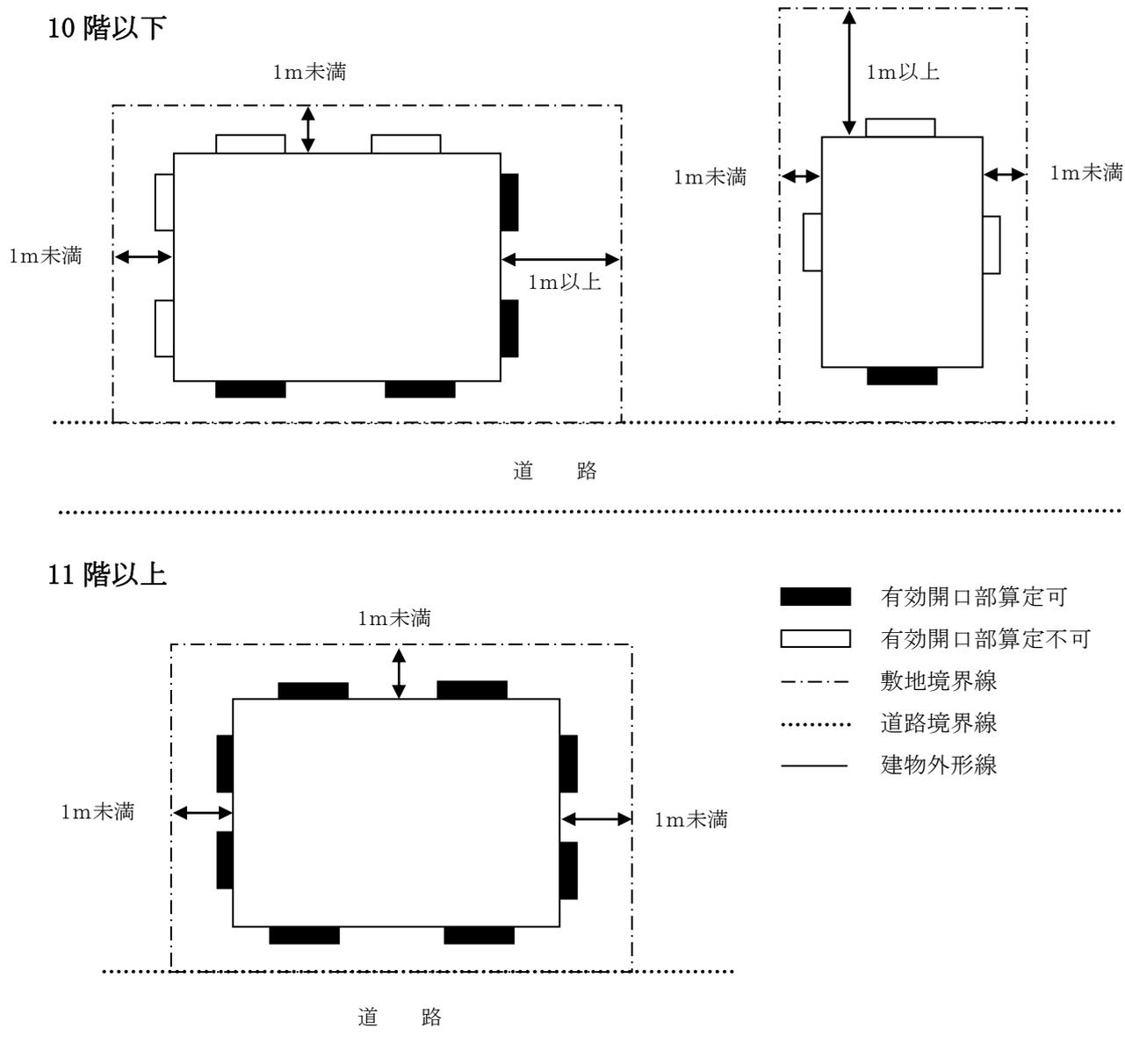
イ 開口部は、道路又は道路に通ずる幅員1 m以上の通路、その他の空地に面したものであること。(11階以上の階は除く。)

ウ 開口部は、内部から容易に避難できるとともに、外部からも容易に進入できるものであること。

エ 開口部の扉、窓等は容易に開放できるよう常時良好な状態に維持管理されていること。

オ 開口部の1 m以内には商品、機材等の物品を存置させないこと。◆

3 有効開口部と敷地との関係は次のとおりであること。



- 4 次に掲げる空地等は、2(3)イの「通路その他の空地」として取り扱うことができる（S50.6.16 消防安第65号）。
- (1) 国又は地方公共団体等の管理する公園等で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
 - (2) 道路又は道路に通じる幅員1 m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの。
 - (3) 空地又は通路（幅員1 m）内にある樹木、塀及びその他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの。
 - (4) 傾斜地及び河川敷等で、避難及び消火活動が有効にできるもの。
- 5 幅員1 m以上の通路に門扉等を設ける場合は次によること。◆
- (1) 門扉の開放状態での有効幅員は0.75m以上であること。ただし、道路又は道路に通ずる幅員1 m以上の通路、その他の空地に面した部分に設けられたフェンス等の高さが地盤面から1.2m以下の場合はこの限りでない。
 - (2) 門扉には、有刺鉄線等進入を妨げるものが設けられていないこと。
 - (3) 内側から鍵等を用いないで開放できること。
- 6 幅員1 m以上の通路に工作物等を設ける場合は次によること。◆
- (1) 空調設備の室外機、キュービクル、液化石油ガス容器、駐輪所等が設置されている場合、それらの工作物から有効幅員は1 m以上であること。
 - (2) 火災時に避難及び消火活動に支障がないように措置を講ずること。